

Title	英国軍事内閣の憲法的意義
Sub Title	
Author	占部, 百太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1917
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.11, No.6 (1917. 6) ,p.707(1)- 727(21)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19170601-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

(む望を記附御旨る依に告廣誌雜會學田三は節の注會へ主告廣)

東京米穀 商品 取引所仲買

日本橋區蠣殼町一丁目二番地

有松尚龍商店

電話浪花 二五四三番

電話浪花 二五四四番

電話浪花 二五四五番

電話浪花 二五四六番

電話浪花 一〇八九番

期米賣買確實迅速に御取扱
申上候間御注文奉願候

當會社ニハ株主ナルモノナシ會社ハ保
險契約者ノ共有ニシテ會社ノ利益ハ保
險契約者ニ配當ス

東京市京橋區桶町十八番地

千代田生命相互會社

電話京橋 三三番三三番一二五六番

社長 門野幾之進

專務取締役 北川禮彌

取締役 松原重榮

取締役 伊藤欽亮

取締役 濱田長策

監查役 岩本述太郎

監查役 麻生義一郎

三田學會雜誌 第十一卷第六號

論 說

英國軍事内閣の憲法的意義

占部 百太郎

(一)軍事内閣は憲法上の大變革なり(二)内閣員數の變遷と軍事内閣

(三)連帶責任主義の滅却(四)軍事内閣の補足機關(五)結論

昨年十二月上旬ロイド・ジョルジはアスキース内閣の大戦に對する態度を以て
最後の勝利を制するに不適當なりとして之を破壊し所謂軍事内閣を組織したの
であるが之が歐洲の戦局に及ぼしたる効果は、現に西部戰場に於ける英軍の勝利

に見はれて居る通りである。然し私はロイド・ジョルジの軍事内閣成立が英國憲法上如何なる意義を有して居るかと云ふことを、少しく左に述べて見たいと思ふ。今度の大戦勃發以來英國人が其憲法に改革を加へたること、實に一再に止まらない。然も其改革たるや、單に憲法の運用に關する一部局の變革ばかりでなくして、例へば強制徵兵令の斷行の如き、二大政黨交立制の停止の如き、一見英國人の權利自由の表徴たる、彼等の最も尊重する英國憲法の精神と背戾するなきやを疑はしむる底の大革新をすら斷行したのである。歐洲の平和の爲、小弱國の自由の爲、獨逸の軍國主義を打破して、最後の勝利を制せむが爲なること勿論であるが、以て英國人の戦争に對する決心の如何に強固なるものあるか、察せらるゝ。今試に英國政府が開戦以來加へたる憲法上の變革を列舉せむか。一九一四年八月上旬戦争に参加すると同時に、全然政黨政派に無關係であつた故キ、チナー元帥を陸軍大臣に特別任用したるを第一とし、間もなく軍需省を新設して、ロイド・ジョルジを藏相から軍需大臣に轉任せしめた。一九一五年五月には從來朝野に分れて相抗争して居た自由黨と統一黨とが、アスキースの下に近世史上類例なき大連立内

閣を組織した。夫れから同年六月上旬英國々會は國務大臣の再選舉を一時中止する法律 (The Re-election of Ministers Act) を通過せしめた。(英國の政務官は一七〇五年の法律に依り任官後庶民院に再選を争はねばならぬ、大正四年十二月發行三田學會雜誌五〇—五一頁參照)。次に同年六月英國會は一九一六年一月を以て滿期解散せらる可き國會を半年間延長せしむる法律を通過せしめた。(大戦中に總選舉を行はざらむが爲、其後も數回同一趣意の決議をして今日に及むで居る、同上五二—五五頁參照)。此の決議は一見些事なるが如く見ゆるけれど、其實國會が自身の任期を延長せしむるを得る權能を具へて居る、即ち國會に主權の存在することを證明する、憲法上極めて重大なる意義を有する決議である。其他、義勇兵制度を採り來つた英國が強制徵兵制を斷行したるが如き、軍需品製造の目的を以て全國の私設工場を組織統一して所謂工業動員を行ひたるが如き、英國が大戦に際會して施設したる憲法制度の變革は枚舉に遑ない程である。此の如く頻々たる憲法上の變革は、此未曾有の國難に際して舉國一致外敵に當る一時の急要に出でたるものであるから、其の多くは戦争終結後廢止に歸し、英國の政治機關が常態に復す

可きこと云ふ迄もないが、かく伸縮自在、事に觸れ時に應じて大に弾力性を具ふる憲法を有し、巧に之を妙用する英國人の政治的天才は天晴なものである。

ロイド・ジョージの軍事内閣の成立は、英國憲法上最近の變革で而かも最も大なる變革である。彼がアスキース内閣を倒して此種破天荒の内閣を組織したる迄の徑路を述べ、其政治的意義を論ずることは本稿の目的でないから、茲には之を省略する。然りロイド・ジョージの新政府組織は單に人物の交迭に止まらずして、實に制度の大變革であつたのである。アスキース内閣は殆ど總ての各省長官を網羅したる廿二人の最大内閣であつて、戦争に關する事は、宰相外六人から成る軍事委員會に於て決議し、内閣の承認を経て居たのである。所がロイド・ジョージの内閣は宰相の外、無管大臣ミルナー卿、無管大臣ヘンダーソン、樞密院議長カーゾン卿、大藏大臣ボナ・ローの五人から成り、ボナ・ローを除く外省の長官は一人も代表せられて居ない。此軍事内閣は殆ど毎日開議して、専ら大戰に關する國務を議決する仕組であるが、惟りボナ・ローは一方に於て庶民院に於けるリーダー即ち政府の代表者であるから、平時なれば、宰相が貴族出身でないときは必ず下院のリーダーに

任ずる内閣會議に出席する機會が少ない譯である。而して軍事内閣の議題が何れかの省務に關係あるときは、當該大臣が閣議に列席す可く案内せらるゝ。であるから内閣に席を有たない大臣は、自己所管の事が閣議に上るときに限り特に案内を受くるけれど、然らざれば、國會の監督に従ひ、自分の責任を以て省務に當らねばならない。かくて政府(Ministry)即ち廣い意味の内閣は、全體としては實際會議を開かないこととなり、殆ど二世紀の久しき歴史を有する内閣連帶責任の制度は、茲に一時中絶することとなつたのである。

新制度が軍國多事の際、國務を急速に決行する上に於て、利益あること明白である。少數大臣の軍事内閣を開き、必要に應じて主管大臣のみを閣議に列席せしむる仕組は、從來の危然たる内閣に比して、迥に議論の纏りが速く、軍國の急要に應ずるものなること云ふ迄もない。然し其不備欠點も亦明白なるものがある。と云ふのは、政府の各省間に連絡を保ち以て、政府全體をして渾然たる一體として活動せしむる何等の一定したる方法手段が欠けて居るからである。即ち是等の缺陷を補はむが爲、ロイド・ジョージは二個の新らしき仕組を設けたのであるが、是れが

實行は注意に値する。其第一は、從來の英帝國々防委員會(Committee of Imperial Defence)は當分の内、軍事内閣の中に併合せられて、軍事内閣の事務を準備し記録する爲の常設官廳となつた事である。此の如くして、英帝國々防委員會の幹事は、内閣書記官長のやうな地位を占め、四人の書記官に輔佐せられて、軍事内閣に向つて決議を要する議題を提供し、而して其決議事項をば、夫れ々關係ある總ての官省に通牒するの職責に任ずるのである。次にロイド・ジョージは自分と各省との間の連絡を圖る爲、宰相に直屬する一官省を設けて其長官を任命した。此仕組は大戦繼續中の少數軍事内閣が有する行政的獨裁權の執行に相應はしきものである。

ロイド・ジョージの軍事内閣の組織、之が不備欠點を補足せむが爲の附屬的制度、並びに下文に述べむとする戦時の急要に應せむが爲、其後に新設せられた臨時の諸官省等が、一時的施設であつて、其の多くが平和の回復と共に廢止に歸す可き事は勿論であるが、此軍事内閣の成立と共に、英國の光榮ある議院政治が其精神に於て消滅し、英國が茲に過去數百年を通じて經驗したることなき獨裁政治の下に支配せられつゝある事は、争う可らざる事實である。固より大戦に勝たむが爲の一

時的施設なりとは云へ、權利と自由とを生命よりも貴しとする英國人に取つて、殆ど忍ぶ可らざる屈辱とも思はる可く、英國憲法政治は、正しく茲に一大變局に到達したのである。

英國今回の軍事内閣を平時正規の内閣と對照すれば、三個の顯著なる特色が見ゆる。(一)内閣員の著しく少數なる事(二)英國内閣制度の精神とも云ふ可き連帶責任主義の滅却(三)戦時の急要に應せむが爲、數多の新官省の附設せられたる事等である。

二

ロイド・ジョージの軍事内閣は上述の如く、宰相の外四人の大臣から組織せられて居る。英國の内閣制度創設以來此の如き少數内閣は未だ曾て見ざる所である(チャールズ二世の治世に於ける所謂キャパル内閣は五人であつたが是れは未だ真正の意義に於ける内閣ではなかつた)。尤も内閣員の選任は宰相の權内に在つて、其人數に別段の制限はない。即ち宰相が其内閣員を選任するに方つて、内閣大臣は上下兩院の何れかに議席を有せざる可からざる等憲法上の慣例はあるけれ

ど、其他は政治的便宜の理由以外、何等法律上の拘束を受けない。英國内閣史の初代に於ては、王座裁判所長 (Lord Chief Justice) やカンターバリー、ヨーク兩大僧正や參謀總長 (Chief of the General Staff) や内大臣、侍從武官長の如き宮内官まで内閣に列せしめたのであるが、是等の官吏は憲法上の重大なる反對理由からして近代の内閣には列せしめないことゝなつた。連立内閣成立前のアスキース内閣が法律的知識の欠乏を補はむが爲、檢事總長ルーファス・アイザックを内閣員に拔擢したるは、宰相の内閣員選任權の自由なることを示す最近の一例である。前述の如く憲法上の慣例を破つて、政黨外のキッチナー元帥に陸軍大臣の地位を與へ内閣に列せしめたるは、戰時の急要に應じたものであるけれど、是れ亦宰相の閣員選任權の絶大なることを語る適例に外ならない。宰相は又何人たるを問はず、特種の知識を有するか、或は其他の理由からして内閣に對し有益なる補助若くは忠言を與へ得る者をば、特に内閣會議に召集することが出來ると云ふ主義は國會の承認したる所である。

次に内閣員の數であるが、法律的に云へば、古來英國王の樞密顧問官(現今にては約三百名)は總て内閣會議に列席する權利があり、現今でも爾うである。所がチャールズ二世の時、多數の顧問官に國務を下問しては秘密の漏洩することを患ひて、少數の所謂密室會議 (Cabinet) を開て重大なる政務を協議することになつたのが、英國内閣制度の起原である。夫れで、英國の内閣制度は之に參與する人數の少ない故を以て嫉妬の的となり、奸黨 (Junto) とか、密室會議とか、惡名を以て呼ばれた歴史を有て居るのである。ロイド・ジョルジの軍事内閣がアスキース一派の多數自由黨機關紙から、其閣員の少數なる故を以て惡聲を放たるゝは、決して怪むに足らざる次第である。此の如く内閣員は最初極めて少數であつたのであるが、内閣制度を略ぼ完成せしめたマルポールが宰相をして居たジョルジ一世の治世には六人乃至七人位であつた。降て女王ヴィクトリア治世の中頃には十五人乃至十六人に増加した。更らに最近になつて、最初のバルフォア内閣が十八人、改造後の同内閣が十九人に増加し、サー・ヘンリー・キャンブル・パンナム内閣が十八人、一九〇八年のアスキース内閣が十八人であつたが、一九一五年の連立内閣になつてから二十人に増加し、昨冬瓦解前には、廿二人の最大數に増加したのである。所が是

等内閣大臣(其長官が内閣に列する或一定の官職を“Cabinet offices”と稱する)の外、時々内閣會議に列することを許さるゝ多數の内閣外大臣があつた。是等内閣の内外總ての大臣をば、一七八二年頃には、各自の地位の輕重から三階級に區別したのである。(一)何等特別の權威を有たない通常の大臣、是れは最も多數であつた。(二)稍、少數なる所謂 Group “with circulation”であつて、閱覽せしむる爲廻送せらるる外交文書或は其他の重要な國務書類を藏したる内閣文書函(Cabinet boxes)の鍵を有つ大臣の一團である。(三)一層少數なる大臣の一團であつて、内閣文書函の鍵を供せられて居る上に、例へば重要な私信を開封する権利の如き、一般に國務大臣(a Secretary of State 現今にては内務、外務、殖民、陸軍、印度の五大臣に分轄せらる)に與へらるゝと同様の權力を附與せられて居る大臣連である。所が其後、最も多數なる大臣の團體は結局全然閣外に驅逐せられ、當然内閣に列する大臣の數は増加して(二)(三)の部に屬する大臣の權威は漸次同化するに至つたのである。内閣大臣の間に文書を廻送することは、今も尙内閣文書函を用ひて行はれ、内閣員は各自之が管鍵を授けられて居る。

國務の膨脹と共に行政の部局が殖へ、隨て之を統一する内閣に列席す可き大臣數の増加するは己むを得ざるの勢であるが、閣員の多數は取りも直さず、閣議の董督の困難を意味する。仍で國家の最も重要な政務は、自から宰相と三四重要な閣員との間に大體の協議が遂げられて、略ぼ案を具して一般の閣議に提出するの傾向が近來益々生じて來たのであつた。内閣内の内閣(Inner Cabinet)とは即ち此の謂である。參戰後のアスキース内閣に内閣内の内閣があつたことは、公然の秘密であつた。結局ロイド・ジョージは内閣の主宰者たる宰相までも此の内閣内の内閣から除外せむとして、アスキースと衝突するに至つた次第である。内閣員の少數なるだけ閣議を纏めるに容易なるは云ふ迄もなく、戰時急速を貴ぶの際に於ては殊に爾うである。然しロイド・ジョージの軍事内閣が如何に人物に依つて閣員の數を限定する必要に迫られたとは云へ、戰爭に最も大關係ある陸海軍、外務の三大臣を閣外に驅逐したる事は、少なくとも形式の上より見て適當なる制度とは思はれない。五人の少數内閣が軍國の急要に應ずる爲とは云へ、衆智に問ふを原則とする憲法政治の精神に合致せざるや勿論である。

ロイド・ジョルジの少數軍事内閣が大藏大臣以外の各省長官を内閣外に排除したるが爲、各行政部局の間の聯絡が絶へ、隨て英國内閣制度の精神たる連帶責任主義の滅却したることは、最も此内閣の缺點と云はねばならぬ。自由黨の機關雜誌「チーシヨンは、先づ」新政府の重要な一特質は、其の全然内閣に非ること是れなりとの痛評を下し、尙論じて曰く、「内閣と云へば、明定せる性質を有し、又英國の歴史に於て、二百五十餘年の發達を遂げたる一定の意義を有する。即ち内閣とは、宰相指導の下に行政各部長官の集合せる一團を指稱し、實質上國會から出でたる委員會に外ならない。即ち閣員は國會に對して、各別にも連帶にも責任を負う可きものであるのに、今や此集團も其意義も共に破壊せらるゝに至つた云々。

ロイド・ジョルジの軍事内閣が佛國革命時代の公安委員會や一七九五年の執政官政府の如く、寧ろ獨裁政治主義の色彩濃厚なる事實に徴すれば、全然内閣に非ずとのネーション誌の批評一概に失當の言とは思はれない。戰時國務を急速に決行する必要に迫られたりとは云へ、英國内閣制度の精神たる連帶責任の主義之が

爲没却せられたるは、世界に誇る可き光榮ある歴史を有する英國憲法政治に取つて、洵に惜む可き事である。英國人が今日の内閣責任制度を確立したるは、過去數世紀に亘つて、惡戰苦闘を重ねたる賜である。之が憲法上の意義を明かにする爲、吾人をして左に英國内閣連帶責任主義の發達したる經路を簡單に説明せしめよ。英國内閣の萌芽は既にチャールズ一世の治世に在つたけれど、其の稍、内閣の體裁を成すに至つたのは女王アン時代の頃であつた。然しウィリアム三世も女王アンも親から大臣會議を主宰したので、責任は自から國王に歸せざるを得なかつた。ハノーヴァーから出で、英國の王系を繼承したジョージ一世は英語を操り得なかつたので、内閣主宰の責任は當時最も有力であつた首席大臣サール・ロバート・ポールに歸するに至つた。次ぎのジョージ二世も矢張り獨逸人であつたので、首相ポールの内閣を統率する地位は益々強固を加へたのである。此の如く偶然にも國王をば内閣會議から排除して、宰相の地位を確立することを得たのみならず、ポールは又同主義者を率ひて内閣を組織するの端緒を開いたのである。同一の政治主義を抱ける人々を以て内閣を組織するに非れば、連帶責任

制を確立する能はざるが故である。然しラルポールの時代迄、大臣の部局的個人的責任主義は容易に絶滅せられなかつた。内閣連帯責任の制は何れの時代に確立せられたか、精密に其時日を語ることは難しいけれど、バーン教授は一七八二年に於ける第二次ロッキンガム内閣を以て連帯責任及び内閣統一の上から見た、最初の近代的内閣であると謂つて居る。第二次ロッキンガム内閣は始めて「政策は人と共に變化しなくてはならぬ。新内閣が國王の同意を経むとする政策は、其閣員等が在野黨であつたとき主張した政策たりとの明かなる了解を以て「一團體として局に立つたのである。其の以前一七六三年老ピットも之と同一の企てを試みて失敗した。ロッキンガムは一七六五年其第一次内閣を組織したとき、餘り多くの閣員の顔觸を變更した爲、盛むに批難せられた。故に内閣統一の主義が其進歩の徑路に於て幾多の困難に遭遇したことは明かである。第二次ロッキンガム内閣の後に於ても、内閣連帯責任主義が必ずしも完全に遂行せられず、往々にして多少例外の内閣が成立したことがあつたのである。左はあれ英國憲法中の此大主義はジョン・モレー卿に依て、極めて明白に説明せられて居る。

通則として各省の重要な政策は責を内閣全體に及ぼし、而して閣員は凡べて進退を共にせざる可らず。即ち大藏大臣は外務大臣の劣悪なる外交文書の爲に職を追はる可く、優秀なる内務大臣も愚劣なる陸軍大臣の失策の責を負う可きなり。内閣は君主に對して一體なるが如く、立法部に對しても亦一體たり。内閣各大臣の意見は國王の前にも、國會の前にも、宛かも一人の意見なるが如く開陳せらる。内閣は國王の御前に於ても、又貴族院或は庶民院に於ても、單に一體となりて進言す。若し其忠言にして容れられざらむか、其問題の輕重を考量して、内閣は總選舉の前後に際して、責を引かざる可らず。今日了解せらるゝ所に據れば、内閣の第一義は連帯にして、責任の分つ可らざる事是れなり。(John Morley's Walpole pp. 155-156)

モレー卿の此意見に比し或は一層重き權威と認む可きは、卿の先輩グラッドストーンが其著 *Cleanings of Past years* 中に述べて居る説である。彼は先づ「ヴィクトリア女王が内閣に對する態度と、宛も同様の態度を以て、内閣も亦女王に對するのである。各大臣が王職を代表する近侍の者の意見を知るの必要ながやうに、

君主も亦各大臣の個別の政見を知るの必要はない。各大臣は君主の前に一體であるが如く、君主も亦各大臣の前には一體である」と曰ひ、尙、各大臣は夫れく國王の輔弼であると同時に、内閣は一體であつて、其閣員の何人も閣僚と離れ、或は實際閣僚と反對して、個人としての忠言をすることは出来ない」と論じて居る。

内閣連帶責任の主義は夫れ此の如く、英國の憲法政治の根軸を成して居る。ロイド・ジョルジは大藏大臣以外の各省長官を悉皆軍事内閣から除外したるが爲生じたる連帶責任主義の滅却を防がむが爲、前述の如く宰相直屬の一官省を設けて行政各部との聯絡を辛うじて維持しやうと力めて居るけれど、到底一時を糊塗する繙譯策たるに過ぎない。又必要に應じて所管大臣を内閣會議に列席せしむる仕組も、殊に戰時に際して重要な行政部局たる陸海軍外務の三大臣をすら除外して、内閣の常置の合議に加へないからには、益々連帶責任の大主義に遠かるものである。英國の軍事内閣成立と殆ど時を同うして改造せられたる佛國前首相ブリアンの内閣組織は、少なくとも形式上から觀て、ロイド・ジョルジの仕組に比べて長處が在る。ブリアンは其内閣を改造して閣員の數を減少するに方り、軍事を要務と

する各部を内閣の基礎としたるは、正當と謂う可きである。即ちブリアンは陸軍、海軍、外務、軍需及び大藏の五大臣を以て内閣を組織したのである。之に反して、ロイド・ジョルジの軍事内閣が右の中唯だ一大臣を加へて、他を悉く閣外に排斥したるは、如何に戰爭を有效に行はむが爲なりとは云へ、到底人に依つて制度を左右したる謗を免るゝことは出来ない。

ロイド・ジョルジは此の如く宰相の職をば國務執行の行政各部から殆ど全く切り離したのみならず、彼は大藏大臣ポナ・ローをして庶民院のリーダーに當らしめて、殆ど宰相の職をも庶民院から隔絶せしめたのである。彼は軍事會議多忙なるが爲即ち専心軍國の政務に當らむが爲、從來の慣例を破つて下院指導の任務を免れたのであること云ふ迄もないが、元來宰相の職は庶民院を基礎として存するものと云ふ原則から見れば、是れ亦甚だしい異例と云はなければならぬ。要するに、英國の内閣は法律的に云へば樞密院の委員會であるけれど、之を憲法上の慣例或は實際政治の上から見れば國會殊に庶民院の多數黨の領袖會議と云ふ可きものであるのに、其領袖會議即ち内閣に首班たる宰相は他の多數の領袖と殆ど絶縁し

たる姿なるのみならず、其權力の淵源たる國會とも殆ど絶縁同様となつたる形勢である。大戦の際なればこそ、此の如き獨裁政治の出現を看過したるなれ、各省長官も、國會も、一般人民も、歴史的地位の喪失に甘むじて長く此種變態内閣の存在を忍ばざるや勿論である。

四

ロイド・ジョルジは戦時の急要に應せむが爲、前述の如く軍事内閣の缺陷を補ふ機關を設けたる外、數多の官省を新設したのである。デヴォンポート卿を食料監督長官 (Food Controller)、サー・ジョセフ・マクレーを船舶監督長官 (Shipping Controller)、サー・エヌ・バーンスを恩給大臣 (Minister of Pensions)、ジョン・ホッジを勞働大臣 (Minister of Labour)、ネヴィル・チェンバレンを徴兵總監 (Director-General of National Service)、グレイ・カルスロップを石炭鑛監督長官 (Controller of Coal Mines) に夫れ々々新任した。是等の官省の多くは大戦の必要に應じて全然新設せられたものであるけれど、中には從來の官省或は委員會の事務に屬して居たのを分割して、新一省となしたものである。是等の新設乃至改造せられたる行政部局の效果は、之を今後の成績に徴す

るの外はないのであるが、ロイド・ジョルジが今回施設したる新行政部局の試の中で、最も注意すべきは、帝國々防委員會を軍事内閣内に併合して、常設官廳としたる一事であらう。英國の各殖民地が今次の大戦に際して益々母國と親近し來りたる事は、過日我が外務省から發表したる本年二月開催の英帝國會議の報告に徴しても之を察することが出来るのであるが、戦後に至つて憲法及び關稅の問題と共に、英帝國々防問題が從來よりも一層の眞面目を以て討究せらる可きは極めて明白である。ロイド・ジョルジが帝國々防問題を一委員會の手から内閣の直屬に移したるは、大に注目に値する事と思ふ。

英國の帝國々防委員會 (Committee of Imperial Defence) は其起原は純然たる諮詢機關であつた。英國海陸軍の軍略は理論上に於ても、重なる點に於ては實際上に於ても、此委員會の提議を基礎としたのである。此委員會の目的とする所は、英國の海陸軍並びに印度其他の各殖民地から見たる英帝國々防の諸問題を研究し、各官省から國防上の材料を蒐集し、帝國宰相の要求する文書を作成し、其の諮詢に應答し、永く内閣が參考に供す可き適當の記録を保存する等に在つた。委員會には常

任の幹事(任期五年)以下數人の補佐官吏が在つた。委員會は四の部會に分れて事務を執つて居た。而して委員總會は一年六回乃至七回開會せらるゝに過ぎなかつたのである。

ロイド・ジョルジの軍事内閣は前記の如く此の帝國々防委員會を併合して、常任幹事の地位を引上げ、恰も軍事内閣書記官長の如きものたらしめた。戦後に於て憲法上の諸機關が平時の常態に復歸する際、此帝國々防委員會が復たび内閣外に特立す可きや否やは、今に於て判明しないけれど、國防問題の緊切に赴くに連れて、此種の機關が英國政府に於て益々重要なる地位を占むるに至る可きは、疑を容れざる所である。

五

之を要するに、英國は開戦以來幾度が其憲法上の變革を加へたけれど、今回の軍事内閣の如く、英國憲法の主義精神に影響を及ぼした企てはなかつたのである。英國は近世紀に於て幾度か對外大戰を戦つたけれど、未だ曾て今回の如く少數の軍事内閣を組織して獨裁政治に近きものを試みたことはなかつた。是れ云ふ迄

なく、今次の戦争が空前の大戦であるに因るけれど、戦局の進展と共に民心益々緊張し來り、如何の方法に愬へても戦争の効果を増進せしめて、最後の勝利を制せむとの英國人の大決心の發現に外ならない。前宰相アスキースの所謂 *Wait and see policy* よりも、ロイド・ジョルジの戦争急行政策が英國朝野多數の賛成を博したるからには、後者が得意の果斷決行に依つて、迅速に戦局を勝利に導く可きことは、吾人の確信して疑はざる所である。然り舊臘の英國内閣交代が、之を政治上並びに軍事上から觀察して一大成功たることは、ロイド・ジョルジの軍事内閣成立の報に接して、英帝國の各部は勿論、協商諸國が熱心を以て歡迎したるに徴しても明白である。然し此軍事内閣が當然其れに列せしむ可き陸海軍外務の各長官すら之を除外して内閣連帶責任の主義を滅却したるのみならず、甚だしく行政各部局長官の地位を下落せしめたることは、英國政府組織上に於ける一大革命であつて、憲法政治の精神から見れば敢て其の墮落とか逆轉とか云ふ可らずとして、兎に角非常の變態と云はねばならぬ。獨塊諸國が英國自由の消滅「獨裁政治の出現」等の語を以て之を惡罵したるは、一面の眞理を道破したものであることを否む譯には行かない。(五月十一日稿了)